

第3回 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改訂委員会

(議事録)

日時：令和6年6月25日(火) 15時00分～16時25分

場所：宮崎市民プラザ 4階ギャラリー(1)

発言者	内容
事務局	<p>本日はお忙しい中、また足元が悪い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>また昨年度から、皆様には委員として入っていただいているところ、今年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今日のお昼のニュースにおいて、宮崎県の移住者数が過去最高という報道があった一方で、半分以上は都城市であり、宮崎市は2番目というところでしたので、宮崎市は移住者・定住者の方に選ばれるには、まだまだ魅力的なまちにならないといけないなと改めて思ったところでございます。</p> <p>また宮崎市は今年、市制100周年というところですので、今回の改訂にも合わせまして、引き続き、魅力的なまちづくりをやっていかなければならないと、重ねて考えているところでございます。</p> <p>昨年のお話になりますけれども、前回お示しさせていただいたのは、市民の皆さんへのアンケート結果や現状の課題を分析しお示しさせていただいて、こういった方向性で進めていきたいと思っております、といったご説明だったところですが、今回それを具体化したしまして、ご説明させていただければと思っております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、忌憚なきご意見をいただければと思っております。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日、ご出席委員の皆さまと、事務局職員のご紹介につきましては、お手元の「配席図」等をもって代えさせていただきます。</p> <p>また、今回も前回と同様、ペーパーレス会議にて、ご協議いただくこととしております。</p> <p>前方のスクリーンを見ていただきながら、適宜必要に応じて、お手元のパソコンを操作していただければと思っております。ただ、若干パソコンの操作が反応悪いところもございますが、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>本日は、お手元の「会次第」のとおり、協議事項が3つございます。</p> <p>それでは、これより会議に入らせて頂きます。ここからの進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、1.都市計画マスタープランの改訂(素案)について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>スライド-2:目次</p> <p>それでは、事務局よりご説明させていただきます。</p>

前方スクリーンをご覧ください。スライドに合わせてご説明いたします。

まず、本日の協議事項の1つ目でございますが、『1.都市計画マスタープランの改訂要旨について』でございます。

まず、はじめに、現在の改訂作業の状況についてご説明いたします。

スライド-3:[(はじめに)現在の作業状況について]

現在、事務局にて本計画の素案について、庁内関係課との協議等を行い、作成を進めております。

本編に関しては、市民の皆様にも、広く読んでいただけるような計画となるように、構成や文章の表現などを工夫し、本編のページ数を現行計画から半分程度減らす方向で、作業を進めているところでございます。

なお、分析や、具体的な方針など、情報量や文字数が多くなるものについては、別冊版へ移行する予定でございます。

本日は、本編の構成や、まちづくりの方針等の改訂要旨についてご説明いたします。

スライド-4:目次

続きまして、 前回の会議のおさらいのご説明でございます。

スライド-5:[おさらい]計画改訂に向けての課題の整理について

前回の会議では、定量的なデータ分析や市民アンケート調査の結果を踏まえて、課題の抽出を行い、計画への反映についてご説明いたしました。

スライド-6:[おさらい]定量的・定性的分析結果を踏まえて

分析結果を踏まえまして、スライドにありますとおり、5つの課題をお示し、課題解決に向けて、整備・誘導方針へ反映していくこととしてご説明させていただいたところでございます。

スライド-7:[おさらい]都市マスにおける整備誘導方針等

続きまして、本市のまちづくりの方針についてでございますが、現行計画の方針から大きく変更はしないこととし、総合計画において設定する「将来の都市像」を反映しつつ、今後も引き続き「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」を目指していくこととして、ご説明させていただきました。

なお、本日は、総合計画における「将来の都市像」、都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本理念」について、後ほど具体的にお示しさせていただきます。

スライド-8:[おさらい]都市計画マスタープランと立地適正化計画の構成変更

続きまして、現行計画からの構成変更についてでございます。

左側が現行計画、右側が改訂素案になりますが、変更内容については、スライドでお示ししているとおりでございます。冒頭において、ご説明させていただいたとおり、分析や具

体的な方針については、別冊版へ移行することとしております。

また、画面左下にあります、立地適正化計画については、都市計画マスタープランで示した方針をより具体化するための計画であり、密接な関係にあるため、都市計画マスタープランと立地適正化計画については、今回の改訂で一体化することとしております。

以上が前回のおさらいとなります。

スライド-9:目次

続きまして、「各章ごとの改訂要旨」のご説明でございます。

スライド-10:[構成の概要] 各章毎の改訂要旨について

こちらのスライドが、本編の構成となりますが、上から、1章において、位置付けや役割、まちづくりの課題等をお示し、次に、2章の「まちづくりの方針」において、上位計画の方針や、基本理念、都市構造など、課題解決に向けての方針をお示しいたします。

続いて、3章の施策の展開として、土地利用の方針や、都市施設等に関する基本的な方針をお示しする構成となっております。

なお、4章の立地適正化計画については、都市計画マスタープランで示す方針について、さらに具体的に示すものとなりますが、現在改訂作業中であることから、後ほどご説明させていただきます。

それでは、1章の「位置付け」と「役割」からご説明いたします。

スライド-11:[位置付け] 各章毎の改訂要旨について

まず、位置づけでございますが、上位計画である「宮崎市総合計画」、右上になります宮崎県が定める「区域マスタープラン」に即することとして市において、都市計画マスタープランを定めることとなっております。

市の都市計画マスタープランに基づき、右側になります、道路などの都市計画や、地区計画を決定していくこととなります。下段になります、関連計画についても整合連携を図ることとしております。

スライド-12:[役割等] 各章毎の改訂要旨について

続きまして、対象地域については、「宮崎市全域」、計画期間については、「10年」を設定することとしております。

次に役割でございますが、都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づき本市の都市計画の基本的な方針を示すもので、長期的な視点に立って定めるものでございます。

下段の立地適正化計画とは、これからの人口減少下においても、一定の人口密度の維持を目指すこととして、都市計画マスタープランで示す市街化区域等の方針等について、より具体的に、よりコンパクトにするための内容を定めるものとなっております。

スライド-13:[課題] 各章毎の改訂要旨について

続きまして、まちづくりの課題でございます。

前回の会議でお示した、5つの課題に加えて、市民アンケート調査や、現行計画における記載を考慮し、自然環境に関する課題を追加し、6つの課題を記載しております。

一つめは、市中心部における、低未利用地の増加や、都市の活力を強化するため、本市の経済発展に関する取り組みへのお話。

二つめは、これからの人口減少社会へ適応するための各種都市機能を集約する必要性のお話。

三つめは、本市が抱える災害リスクを考慮した上での、まちづくりの必要性のお話。

四つめは、郊外部に位置する 地域拠点や集落拠点等における地域活力の低下や、地域・観光資源を生かした、土地利用の必要性のお話。

五つめが、各拠点を結ぶ道路ネットワーク等を 維持、確保する必要性のお話。

最後の六つめが、自然環境の保全や、観光資源としての活用の必要性のお話。

以上が、本市が抱えるまちづくりの課題となります。

スライド-14: [課題解決の方針] 各章毎の改訂要旨について

次に、課題解決に向けた方針の構成イメージ図でございます。

先ほどお示した課題の解決に向けて、上位計画である総合計画の方針を踏まえまして、まちづくりの基本理念をお示しし、将来の都市構造をお示いたします。

基本理念などの大きい方針を踏まえまして、画面右側のイメージ図のように、基本目標から 重点目標誘導等方針へと枝分かれ的に、課題解決に向けた方針をより具体的にお示してまいります。

スライド-15: [構成の概要] 各章毎の改訂要旨について

それでは、2章「まちづくりの方針」についてご説明いたします。

スライド-16: [上位計画の方針・基本理念] 各章毎の改訂要旨について

まず、上位計画の方針でございますが、

「 挑戦し、成長する 開かれたまち ~ OPEN CITY MIYAZAKI ~ 」
となっており、「経済」「ひと」「未来」の3つの目指すべき姿を示しております。

次に、まちづくりの基本理念でございますが、上位計画の方針を踏まえまして、2024年の市制施行100周年という大きな節目を契機として、あらゆる分野において、国内のみならず世界から注目され、多くの人から選ばれる都市となり、かつ、県都「宮崎市」としての誇りを胸に、新たなことに挑戦できる開放的なまちづくりを行い、更なる発展を図ることを目指して、「人と自然が輝き、多くの人から選ばれる都市(まち)、みやざき」を設定することとしております。

スライド-17: [将来の都市構造] 各章毎の改訂要旨について

次に、将来の都市構造になりますが、将来の都市構造は、都市機能の「点」、交通ネットワーク等の「線」、土地利用の「面」の3つの要素から、本市の基本的な骨格を、概念的に示すものでございます。

本市においては、現行計画から変更せず、居住や商業など、多様な都市機能がコンパ

クトに集約した各種拠点が、道路や公共交通による都市軸によって連携する「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指すこととしております。

スライド-18:[まちづくりの目標と誘導等方針の構成] 各章毎の改訂要旨について

続きまして、先ほどご説明いたしました、基本理念や、将来の都市構造を踏まえまして、「まちづくりの目標と誘導等方針の構成」でございます。

基本的に、現行計画の目標を踏襲して改訂作業を進めておりますことから全ての目標のご説明については、割愛させていただき、本日は、主な変更点について、ご説明させていただきます。

スライド-19:[まちづくりの目標と誘導等方針] 各章毎の改訂要旨について

まず、基本目標 「中心市街地などの拠点的地域が活性化している都市」でございますが、上から、重点目標 -1 中心市街地に関して、「まちなか投資倍増プロジェクト」の都市計画制度の導入による規制緩和やインセンティブ施策に関する内容のお話。

次に、地域産業の活性化として、物流工業の振興に関して、産業の誘致のお話。

観光リゾートの充実に関して、青島・木花・一ツ葉地区の、宮崎固有の自然的環境を活かした更なる魅力向上のお話。を目標へ反映することとしております。

スライド-20:[まちづくりの目標と誘導等方針] 各章毎の改訂要旨について

次に、基本目標 「多様な都市機能が集約され、ネットワークが充実した都市」でございますが、上から、重点目標 -1 宮崎駅・南宮崎駅周辺に関することとして、ウォークアブルなまちづくりの推進の内容や、先ほどの「まちなか投資倍増プロジェクト」のお話。

重点目標 -2 空き家等に関して、中心市街地の空き家等の利活用の内容や、市街化調整区域においても、地域コミュニティ維持の観点から、空き家等の利活用の促進に努める内容のお話。

重点目標 -3 交通環境に関することとして、こども基本法の施行を受けて、子育て世帯を意識した内容の反映をしております。

スライド-21:[まちづくりの目標と誘導等方針] 各章毎の改訂要旨について

次に、基本目標 「市民が安全・安心に暮らせる都市」についてでございますが、基本的方針に関して、立地適正化計画を考慮した文言への更新。

重点目標 -1 各種災害対策にについて、災害リスクを回避する観点での、居住誘導区域の見直しや、都市計画法の改正による市街化調整区域における災害リスクのある場所での開発行為等の厳格化のお話。

重点目標 -2 市民の身近な生活空間に関する目標として、先ほどもありました、子育て世帯を意識した内容の反映をしております。

スライド-22:[まちづくりの目標と誘導等方針] 各章毎の改訂要旨について

次に、基本目標 「各地域がバランスよく発展し、地域の特色が生かされた都市」でございますが、重点目標 集落地域に関して、人口減少下においても、地域コミュニティ

の維持を図る内容を反映しております。

続いて、基本目標「美しい自然が残り、生かされ、人と地球にやさしい都市」ですが、静岡県熱海市での土石流災害の発生を受けて施行された盛土規制法のお話。

森林や農地をグリーンインフラとして保全・活用すること、ゼロカーボンシティに関する内容を反映しております。

以上が、2章「まちづくりの方針」のご説明になります。

スライド-23: [まちづくりの目標と誘導等方針の構成] 各章毎の改訂要旨について

続きまして、最後になります 3章「施策の展開」でございます。

スライド-24: [土地利用方針] 各章毎の改訂要旨について

まず、土地利用方針についてでございますが、こちらが、宮崎市の将来の都市イメージ図となります。

都市イメージ図につきましては、現在作成作業を行っておりますことから、現在のスライドは現行版を記載しております。

先ほどお示した目標や誘導等方針を踏まえた、イメージ図については、次回開催時に具体的なものをお示しさせていただきたいと考えております。

なお、次のスライド以降で、今回改訂にかかる都市イメージ図の主な変更点についてご説明いたします。

スライド-25: [土地利用方針] 各章毎の改訂要旨について

まず、観光・リゾート拠点につきまして、青島・木花・一ツ葉エリアの観光資源を活かした機能の拡充として、拠点拡大のお話。

レジャー・交流拠点に関して、観光・農業その他地場産業の振興や市内外との交流を促進する拠点として、拠点名を改めるとともに、拠点の拡大や、新たな追加を考えております。

スライド-26: [土地利用方針] 各章毎の改訂要旨について

次に、物流・工業系土地利用に関して、地域経済の更なる活性化を図る観点から、拠点の拡大・追加を考えております。

スライド-27: [都市施設の方針] 各章毎の改訂要旨について

続きまして、都市施設の方針の主な変更点でございますが、道路に関することとして、SNS等を活用した道路損傷等の通報受付のお話や、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたこと、道路空間の利活用に向けたほこみち制度の活用に関する内容を反映しております。

次に駐車場については、「駐車場・自転車駐車場の付置に関する条例」の廃止に関する内容を反映しております。

	<p>スライド - 28 : [交通の方針] 各章毎の改訂要旨について</p> <p>続きまして、最後のスライドになります、交通の方針の主な変更点でございますが、公共交通に関することにつきましては、現在担当課において「地域公共交通計画」の改訂作業を進めておりますことから、進捗に合わせて改定内容を今後反映する予定でございます。</p> <p>次に交通結節機能に関することとして、清武南 IC の開通の内容や、新型コロナウイルスの影響により運休していた交通の再開などの内容を反映することと考えております。</p> <p>協議事項1) 都市計画マスタープランの改訂要旨についてのご説明は以上となります。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますでしょうか。</p> <p>観光の部分について、外貨を稼ぐというのは非常に大事なことだと考えられますね。観光拠点の拡大、仮称 産業・交流拠点について、現時点で議論していることはありますか。追加の説明があればお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどの説明の中で、皆さんにお示ししております水色の点線をまず拡大するということが1つでございます。場所的に例えば、青島等をイメージしております。</p> <p>追加というところにつきましては、あくまでもこの拠点は、市街化調整区域でございますので、その点を踏まえて、新たな開発を誘発するような施策というものを今後検討していきたいと思っております。</p> <p>いずれにしても宮崎らしい綺麗な海がある青島のように、こういう地域資源を有効活用するような形で、さらなる発展につなげるような施策を考えていきたいところでございます。</p>
委員長	<p>検討中であるということで了解しました。</p> <p>何か質問ございませんか。</p>
委員	<p>おさらいの中において、都市マスにおける整備誘導方針の中の将来の都市像というのがあり、その中で、開かれた町という表現があります。これを具体的に、私なりに考えてみたが、開かれるとはどういうことなのか、何を開くのか、また人だろうと思うのですが、住んでいる人、それから入ってくる人も含めて、そういった意味から、居住空間が入って、自然も入ってくる。どのように開かれていくのかについて、イメージがちょっと取りにくかったため、この開かれたという部分を、具体的にお話をしていただきたい。</p> <p>もう1点、観光資源という立場で、下北の平和台公園や生目の運動公園、古墳についても強調していただきたいという思いがある。これからの将来に向けてこの辺りをどのようにお考えなのか。</p>
事務局	<p>まず開かれたの意味でございますが、市の内部でも議論されておりまして、総合計画の中で、将来の都市像の開かれたまち宮崎というものをコンセプトにしております。</p> <p>この開かれたまち宮崎を受けまして、今回の、都市計画マスタープランにおきまして、まちづくりの基本理念につきまして、「人と自然が輝き、多くの人から選ばれるまち宮崎」というふうに、定めているところでございます。</p>

	<p>開かれたということは、先ほど申し上げました人ですとか、宮崎市を選ばれて、宮崎に住んでいただく、定住につなげていく、まちをオープンにして皆さんに来ていただく、または、経済観点から、多くのものですとか、投資ですとか、そういうものが宮崎の方へ、集まるということで、宮崎市がその受け皿となるという意味を込めまして、イメージしてるところでございます。</p> <p>続きまして、歴史に関する拠点につきましては、今回、ご説明を省略した部分ではございますけれども、現行計画から引き続き文化、歴史の拠点としまして、それぞれ生目の古墳等、今後も変わらず残していく、保存していくという方針を立てているところでございます。</p>
委員	<p>歴史的な立場から言うと、下北方あたりは、最も安全な場所なんです。</p> <p>歴史的に見て、大きな地震に対しても、最も古くから人が住んだ場所でもあるし、そういう意味で平和台周辺というのは、ものすごく意味のある場所なんです。明治政府がここに作るという政令まで出てるぐらいの、歴史的に大切な場所なんです。置県 100 年の記念碑もあります。</p> <p>まちづくりをしていくときに、常に未来に向かっていくな考えの中で作っていくことも大事なんです。私としては過去の歴史をしっかり踏まえた上でのまちづくりを進めていただくと大変ありがたいと考えてます。</p> <p>開かれるっていうのは、市が行っているこのまちづくりが市民に対し広く周知され、まちづくりの方針なり、動きが市民に開かれてるということが、私は一番、大事な部分だと考えてます。</p>
委員長	<p>委員からのご意見につきましてもう 1 回、市民に開かれたという視点を持ちまして全体的な見直しを考えていきたいと思います。</p> <p>私もオープンシティという言葉が気になっています。日本語のフレーズを英語に直すことは難しいと思いますが、もともと都市計画のモデル都市の中に、オープンシティとクローズシティという言葉があるんですね。オープンとクローズは対比の意味であるため、オープンシティのイメージとコンパクトシティのイメージと対比する。外国の方とかいろんな人に聞いてもらった方がいいのではないかと、誤解を得るような気がします。ただ、これは上位の総合計画の方の話だと思いますので、意見として挙げて、何かの議論にさせていただければ、ここは都市計画の方ですから、オープンシティっていう専門用語として昔からの言葉があります。そのままいただくわけにはいかないという感じがします。</p>
委員	<p>将来の都市構造の部分について、各地域がバランスよく発展し、地域の特色がいかされた都市と記載されておりますが、各地域がバランスよくってというのは、考えてみると、実際、いろいろと格差があるようなところで、これをバランスよくってどういうふうな考え方のバランスであるのか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>平成 10 年代の後半から、清武、佐土原、高岡、田野と合併しまして、旧宮崎市及びその周辺の町に関してどこの町が秀でることなく、バランスよく発展するということをイメージし、都市計画としては都市が全体的にバランスよく発展するよう目指してまいりますよという</p>

	<p>意味合いでございます。</p> <p>また市街化区域と、開発時の許可等が必要となる市街化調整区域がある中で、コンパクトシティを推進しながらも、全国的にも課題となっている空き家の問題等が市街化調整区域でも発生しておりますことから、市街化調整区域についても手当していくところも含めて、バランスよくという言葉を使わせていただいたところでございます。</p>
委員長	<p>そのバランスっていうのは、都市機能の空間と居住機能の空間とがそれぞれ繋がっているということもあるのではないのでしょうか。利益の部分など。</p> <p>立地適正化計画の部分では、そのバランスの意味を今説明されたように、もう少し噛み砕いて表現し、機能としての役割というのが、繋がっていることや、それを補完するなど、そういうことではないかと考えます。後で結構ですので、文言として検討してみてください。</p>
委員	<p>先ほど、委員から、平和台などの意見が出ましたが、まちづくりの目標の誘導等方針の重点目標 -2 の観光リゾートについては、</p> <p>青島・木花及び一ツ葉等となっておりますが、他の地域から、うちの地域もこういう観光地があるんだ、みたいな意見がそれぞれの地域から出るんじゃないかなという気がして、要は、3 地区を特に取り上げる必要があるのかなというふうに思ったところです。</p> <p>リゾートという視点で海岸線の方が記載されていると思いますが、観光という視点で言えば、他の地区にも自然的環境とか景観とか魅力ある環境が各地にあるので、その辺の特定の地域を例示されてるのがちょっと気になります。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃったように、それぞれの観光地域や観光施設は宮崎市内各所にごさいますて、具体的な観光振興については、観光振興計画で揺られる形になろうかと思えます。</p> <p>ただ、現行の都市計画マスタープランにおきましては、宮崎市にいろんな観光地がある中でも、一ツ葉・青島地区が拠点として位置付けておりますので、今回改訂の都市計画マスタープランにおきましても、これまで通り、一ツ葉・青島を拠点として、施策を検討していくということで、その考えのもと、お示しさせていただいたところでございます。</p>
委員長	<p>他に質問ございませんか。</p> <p>それでは、2. 立地適正化計画の改訂方針と作業進捗について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>スライド - 29 : 目次</p>
	<p>それでは、「2. 立地適正化計画の改訂方針と作業進捗について」、大きく4つに分けて説明いたします。</p> <p>まずは、「（おさらい）立地適正化計画について」でございます。</p>
	<p>スライド - 30 : おさらい</p> <p>立地適正化計画については、「都市再生特別措置法」に基づく法定計画であって、本</p>

市の総合計画と県の区域マスタープランを上位計画として作成する、本市の都市計画マスタープランの一部とされるものでございます。

スライド-31:おさらい

この立地適正化計画については、一定の人口密度によって支えられた生活サービス機能の維持や、インフラ費用の抑制等、持続可能な都市経営の実現を図るものでございます。

居住や商業、医療・福祉等に係る施設を、時間をかけて、ゆるやかに一定のエリアへ誘導していくものであり、本市は令和2年6月に計画を策定・公表しております。

この計画の具体的な運用については、市街化区域の中に、居住者の居住を誘導して人口密度を維持する区域の「居住誘導区域」と、生活サービス機能として欠かせない病院やスーパーなどの施設の立地を誘導する区域である「都市機能誘導区域」を設定し、これら誘導区域の外で、例えば、3戸以上や1000㎡以上の開発行為、3戸以上の建築行為などを行う際には、本市に届出を提出していただくものでございます。

この届出制度を通じて、本市における立地動向を把握するとともに、日常生活に必要な都市機能の誘導を促進しているところでございます。

本市では、都市計画法における市街化区域と市街化調整区域を設定する区域区分（いわゆる線引き制度）における、開発行為の許可制度等の土地利用規制と、この立地適正化計画の届出制度運用による「ゆるやかな誘導」を両輪で行っていくことで、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めているところでございます。

スライド-32:おさらい

続いて、この計画における防災指針についてです。

近年の激甚化・頻発化する大規模自然災害の発生状況を踏まえ、令和2年度に「都市再生特別措置法」の一部が改正がされ、居住を安全確保するための防災・減災対策の取組を推進するための指針「防災指針」を、立地適正化計画に盛り込むことが必要となりまして、本市も立地適正化計画に追記する改訂を令和4年度に実施したところでございます。

具体的には、本市の市街化区域内で抱えている各災害リスク（洪水、津波、土砂）に施設情報を重ね合わせて、課題の抽出作業を実施し、各災害リスクとそれらに対する具体的な取組について、各地域自治区ごとに地図上に落とし込む形で整理する「見える化」を実施したところでございます。

スライド-33:目次

続いて、「検討の流れと改訂方針について」でございます。

スライド-34:全体の検討の流れ

まず全体の検討の流れについてですが、国土交通省作成の立地適正化計画作成の手引きに基づき、昨年度に基礎的な調査・分析を行ってまいりましたが、その結果を踏まえて、今年度は改訂作業を実施していく予定でございます。

改訂項目としては、大きく4つ、誘導区域、誘導施設、誘導施策の見直しと、防災指針の強化でございます。

スライド - 35: 事務局改訂方針(案)

この4つの改訂について、事務局としての改訂方針(案)をお示しいたします。

まず「防災指針の強化」についてですが、国の示す手引きの中で、収集・整理すべき災害ハザード情報に挙がっていることから、新たに「高潮」と「大規模盛土造成地」、「計画規模の洪水」を追加検討する予定としております。

続いて、「誘導区域の見直し」についてですが、基本的には令和2年度に公表した現行計画中で示している誘導区域設定の考え方は変えずに、踏襲する形で進めてまいります。

立地適正化計画は、将来を展望して、時間をかけて、ゆるやかな立地誘導を図っていく趣旨の計画でございますので、令和2年度に設定した当初の考え方をすぐに変更すべきではないと考えており、社会経済情勢の変化や人口集積状況等を、適宜更新しながら、適正な誘導区域の設定に努めていきたいという趣旨でございます。

よって、本庁・総合支所管内の都市機能誘導区域・居住誘導区域の概ねの区域設定は自体は変えない予定でございます。

点線枠で囲んでいるところですが、適正な居住誘導区域の設定に向けて、これまで同様、誘導区域からは土砂災害にかかるハザードエリアは全て除外する予定でございます。

また、水災害にかかるハザードエリア(洪水・高潮・津波)についても、これまで同様、国の示すところのイエローゾーンとして取り扱い、避難施設や防災・減災施設、避難体制の整備状況等を総合的に勘案して、居住誘導区域には含める予定でございます。

ただし、津波については、「青島地区」と「東部第二土地区画整理事業地区」以外の2mを超えるところは、これまで同様、居住誘導区域から除外する予定でございます。

また、防災指針にて既に検討済である「家屋倒壊等氾濫想定区域」については、国の示す手引きの中では「含めないことが考えられる」とされていることを踏まえ、今回、居住誘導区域からの除外を検討したいと考えております。

さらに、現行計画に位置づけております、本市独自の区域「防災対策推進区域」については、既に令和4年度に作成済の防災指針に包含される形になっておりますことから、区域設定の位置づけの廃止を検討したいと考えております。

この2つの黒丸の項目については、後ほど改めて詳しいご説明をさせていただきます。

それから 誘導施設の見直しについてですが、近年の社会経済情勢の変化や最新の人口集積状況等を踏まえた見直しを行うものでございます。

最後の 誘導施策の見直しについてですが、近年、全国的な問題にもなっている空き家に関連する施策等、新たな施策の検討も含めて誘導施策の見直しを行うものでございます。

スライド - 36: 居住誘導区域の設定基準(法令)

以降は、国の資料で参考ですが、法令上、立地適正化計画の誘導区域については、人口、土地利用、交通の現状、将来の見通しを勘案して、良好な居住環境の確保と、効率的

なまちづくりが行われるように区域設定することとされております。

また一方で、この誘導区域には設定してはならない区域として、市街化調整区域に加え、農用地区域や保安林のほか、災害危険区域や地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域などのいわゆる災害レッドゾーンが規定されております。

スライド - 37: 居住誘導区域の設定基準 (都市計画運用指針)

これは、いわゆる災害レッドゾーンと災害イエローゾーンについてまとめたものですが、災害レッドゾーンは居住誘導区域に含んではいけない区域である一方、災害イエローゾーンについては、防災・減災施設の整備などのハード事業と、災害リスク周知や警戒避難体制の整備などのソフト事業の実施状況や見込みなどを総合的に勘案して、それでも誘導すべきではないと判断される場合には、誘導区域から除外してくださいとされている区域でございます。

スライド - 38: 都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン・イエローゾーンの考え方

これは、国が示す災害レッドゾーンと災害イエローゾーンの都市計画における考え方をまとめたものでございます。

緑色の枠で囲んでいるものについては、本市に区域指定のあるものでございます。

そのうち、災害レッドゾーンは当然全て、本市の居住誘導区域から除外をしております。

また、災害イエローゾーンについては、まず土砂災害に係る所で、「土砂災害警戒区域」がございしますが、山自体の傾斜地の状況など、崩壊の可能性について事前に予測・予見することが難しく、事前避難もできないことから、本市では災害レッドゾーンの「土砂災害特別警戒区域」と同様、誘導区域からは全て除外しております。

一方で、洪水、津波の浸水に係る災害イエローゾーンについては、ある程度予測・予見が可能であるという考え方に加えて、防災・減災施設の整備などのハード事業と、災害リスク周知や警戒避難体制の整備などのソフト事業の実施状況や見込みなどを総合的に勘案して、誘導区域に含めるといった整理をしております。

スライド - 39: 目次

ここからは、「各項目の作業進捗」についてでございます。

先ほどお示した、事務局の改訂方針(案)に基づいた作業状況についてでございます。

スライド - 40: 防災指針の強化について

まず「防災指針の強化」についてです。

右側の作業フローのとおり、高潮と大規模盛土造成地については、これまで同様、課題の整理とそれに対する取組を追加する形で検討する予定としております。

高潮については、台風などが襲来する際に波が高くなるのと同時に、海面の水位も上昇するものですが、昨年5月に宮崎県において公表された最新の高潮浸水想定を反映する予定としております。

また、主に宅地を造成する場合、切土と盛土を組み合わせる手法が一般的ですが、盛土の造成地の中でも、盛土面積が 3,000 m²以上の谷を埋める形で造成を行っているところが、本市における大規模盛土造成地となります。

スライド - 41: 防災指針の強化について

また、防災指針にて既に検討済である「洪水」については、降雨規模が 1000 年に 1 回程度の頻度で起こるとされる「想定最大規模」のみを検討していたところでしたが、今回は、小規模な洪水で浸水範囲は狭いものの、発生頻度が高い、「計画規模の洪水」（10 年に 1 回や 100 年に 1 回の頻度）も追加して、発生確率に応じた浸水深等の検討を行うものでございます。

スライド - 42: -1 都市機能誘導区域の見直し

次に、誘導区域の見直しについてですが、まず都市機能誘導区域についてでございます。

左側の設定フローに基づき、最新のデータに更新する形で、順番に誘導区域を絞り込んで、必要あれば都市機能誘導区域設定を見直ししていく予定としております。

スライド - 43: -1 都市機能誘導区域の見直し

まず拠点の把握ですが、大前提として、都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけについてです。

今回、誘導区域の見直しが必要な都市計画マスタープランにおける拠点の変更は無いことから、ここでの変更はございません。

スライド - 44: -1 都市機能誘導区域の見直し

次に用途地域の設定状況についてですが、誘導区域の見直しが必要となるような大きな用途地域の変更は無かったことから、変更はございません。

スライド - 45: -1 都市機能誘導区域の見直し

次に公共交通のアクセス性確保についてですが、ここでは一部、基準自体を見直す変更がございます。

人口減少やコロナウイルス関連など、近年の社会経済情勢の変化を受け、現行計画策定時と比べてバス路線は減便しており、今後の鉄道・バスの運行本数の減少も考えられることから、「公共交通の利便性が高い地域」の設定条件自体を見直すものでございます。

現行計画では、鉄道が片道 30 本/日以上以上の運行頻度、または、バスが片道 15 本/日以上以上の運行頻度としていたところを、下記に示しておりますとおり、「バスと鉄道の合計の運行本数が片道 30 本/日以上」へと変更するものでございます。

スライド - 46: -1 都市機能誘導区域の見直し

次に病院や商業施設、銀行などの都市機能の配置状況についてでございます。

都市機能の配置状況を整理し、拠点ごとに必要な機能の有無を確認したところ、中心市街地周辺の「中核拠点」には、医療、商業、金融等に加えて国・県・市の行政機能が立地しており、複数の都市機能が集約しております。

また、佐土原・高岡・田野・清武の「地域拠点」と、木花や加納などの「生活拠点」には、医療、商業、金融等が立地しており、こちらも都市機能の集約が図られております。

右側の図は都市機能の集積状況を示すものですが、

黄緑色で示す所が、主にこういった都市機能の集約が図られている所で、

緑色で示す所は、特にその中でも多くの都市機能の集約が図られている所です。

こういった状況を踏まえ、現行の都市機能誘導区域からの変更はございません。

スライド-47: -2 居住誘導区域の見直し

次に、居住誘導区域についてでございます。

左側の設定フローに基づき、最新のデータに更新する形で、順番に誘導区域を絞り込んで、必要あれば、居住誘導区域設定を見直していく予定としております。

スライド-48: -2 居住誘導区域の見直し

まず大前提として、冒頭ご説明した通り、居住誘導区域は市街化区域や用途地域の中に設定するものでございます。

そこから、法令により居住誘導区域に含まないこととされているエリアとや工業系の土地利用が今後も継続される見込みのエリアなどを、居住誘導区域から除外していくことに、これまで同様、変更はございません。

スライド-49: -2 居住誘導区域の見直し

次に災害危険性が高い区域についてですが、ココでは居住誘導区域から除外するエリア対象を見直す変更がございます。

「地すべり危険箇所」と「急傾斜地崩壊危険箇所」を今回見直すものでございます。

昭和41年度以降、上記を総称して「土砂災害危険箇所」が調査・公表されてきたところですが、平成13年に「土砂災害防止法」が施行され、その後、新たな基礎調査、土砂災害特別警戒区域などの区域指定がなされ、全国的に概ね作業が完了したことを踏まえて、昨年令和5年11月に、「土砂災害危険箇所」については、今後は使用しないこととする、国からの通達があったことを受けての対応でございます。

今後は、「地すべり防止区域」と「急傾斜地崩壊危険区域」を、居住誘導区域から除外する形で、引き続き、適正な誘導区域の設定に努めていきたいと考えております。

なお、土砂災害に係るレッドゾーンとイエローゾーンについては、引き続き全て除外する方針でございます。

スライド-50: -2 居住誘導区域の見直し

次に人口の集積がみられない区域についてでございます。

国の機関が公表する最新の2040年の将来推計人口密度にて分析したところ、国の技術的助言にあたる「都市計画運用指針」の中で、市街地として必要とされる人口密度

「40人/ha」という基準を、現行の居住誘導区域は概ねカバーできていることから、今回変更はございません。

スライド-51: -2 居住誘導区域の見直し

次に居住の誘導に適さない区域についてでございます。
大規模な大学などの施設や公園、宅地開発が進んでいないまとまったエリア等が該当しますが、こちらも大きな変更は無いものでございます。

スライド-52: 誘導施設の見直し検討

次に、誘導施設の見直しについてでございます。
先ほどの都市機能誘導区域の検討の中でもありましたとおり、都市機能が各拠点に集約している状況を踏まえ、基本的に大きな見直しはございません。
しかし、現在本市では、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、子どもと家族が笑顔で過ごせるように、身近な相談支援拠点として「(仮称)みやざきこどもセンター」を設置予定であり、本計画の中でも、新たに「子育て支援機能」を追加する方向で検討・整理していく予定でございます。
また、行政機能については、現在、本庁舎と総合支所、地域センター、地域事務所を位置づけておりますが、保健所や教育情報センターなどの市の行政施設についても、対市民向けの窓口としては位置づけが必要と考え、今回追加することで再整理しようと考えております。

スライド-53: 誘導施策の見直し検討

次に、誘導施策の見直しについてでございます。
現行誘導施策については、大きく3つの項目に分けて位置づけているところでございます。
都市機能の誘導や産業創出の観点での、拠点の魅力向上に資する施策
各拠点間と郊外部の集落を結ぶ交通ネットワークの連携強化に資する施策
拠点地域への誘導と郊外部の集落維持に資する施策
ですが、現行の誘導施策の評価・更新を行うことに加えて、特に空き家に関連する施策等、新たな施策の検討も含めて見直しを行うものでございます。
具体的には、例えば空き家の除却や、住宅の建替えの促進、子育て支援などの施策の追加・検討ができれば、将来にわたって、魅力ある居住誘導区域の取組につながるのではないかと考えているところでございます。

スライド-54: 誘導施策の見直し検討

こちらは補足になりますが、本市が抱える様々な課題の中でも、特に「空き家等の増加」については、市街化区域等内・市街化調整区域内の両方に係る、市全体の喫緊の課題と認識しており、こういったことも背景として、空き家解消に資する取組ができないかと考えているところでございます。

スライド - 55: 目次

最後に、「特にご意見頂きたいところについて」でございます。

スライド - 56: 事務局改訂方針(案)

今回、事務局の改訂方針(案)ということで、お示しさせて頂きましたが、その中でも、特にご意見いただきたいところが2点ございます。

スライド - 57: 特にご意見いただきたいところ

まず1つ目ですが、現行の居住誘導区域内における「家屋倒壊等氾濫想定区域」の取り扱いについてでございます。

令和4年度に作成済の防災指針の中では、人的被害・建物被害の2つの観点から、本市が独自の危険度区分を設定しておりまして、洪水・津波・土砂の各災害リスクを、4つの区分の中で、人命に甚大な影響を及ぼすレベルをSとAに、経済被害等の発生が考えられるレベルをBとCに分けて設定を行い、これらに施設情報を重ね合わせて、課題の抽出作業を実施し、具体的な対策・取組について整理しております。

当時は、この「家屋倒壊等氾濫想定区域」については、「危険度S」へ位置づけて整理したところでございます。

スライド - 58: 特にご意見いただきたいところ

「家屋倒壊等氾濫想定区域」については、河岸が侵食されて河川沿いに立地している家屋等の倒壊のおそれのある「河岸侵食」の区域と、河川から氾濫した流水により倒壊の恐れのある「氾濫流」の区域の2種類があり、浸水深に関わらず立ち退き避難が必要とされているものであって、国の示す手引きの中でも「含めないことが考えられる」とされているため、事務局としては今回の改訂の中では、除外する方向で進めていきたいと考えておりますが、このことについて、ご意見いただければと考えております。

スライド - 59: 特にご意見いただきたいところ

次に2つ目ですが、現行の「防災対策推進区域」の今後の取り扱いについてでございます。

令和2年度当初に計画に位置づけた、本市独自の区域「防災対策推進区域」については、居住誘導区域内等であっても、洪水と津波に係る部分で、一定の浸水リスクがある旨を周知する目的で設けたものですが、表に示しております通り、対象としている区域や災害リスク等については、法改正を受けて令和4年度に新たに作成した「防災指針」の中で示しているものに含まれている形になっておりますので、事務局としては「防災対策推進区域」の位置づけ自体は廃止する方向で進めていきたい、今後は防災・減災に係る部分は、防災指針に一本化する形で考えておりますが、このことについて、ご意見いただければと考えております。

協議事項2) 立地適正化計画の改訂方針と作業進捗についてのご説明は以上となります。

<p>委員長</p>	<p>この都市計画マスタープランの都市的な機能それから居住機能等を位置づける、より具体的な手段がこの立地適正化計画でございます。</p> <p>今説明がありましたように、ちょっと難しい面も、或いは具体的に場所を見ないと分からないということもあるかと思うんですけど、どこからでも結構ですので、ご意見をいただき、最後に事務局がありましたように、特に意見をいただきたい2点について議論したいと思います。</p> <p>最初にどこからでも結構です。ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。</p> <p>最後の方に意見をいただきたいというふうにありましたように、前回の立適のところ、宮崎市は独自にいろいろなことを検討してきております。</p> <p>それが国の指針等、基準が明確になったことによってはっきりしたところもあるかと思えます。いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>教えていただきたいことなんですけれども、令和2年に土砂災害系ハザードエリアのレッド・イエローは全て除外しますよということになっていて、このレッドゾーン・イエローゾーンにつきましては、指定が県の方になると思うんですけども、例えば今、イエローゾーンについては、建築の規制等もなく、住宅とかが建てられている現状があると思いますが、立地適正化計画は10年後を見据えてというような計画をされてると思いますけれども、居住誘導区域に持っていくときに、何か規制とかを行うような計画があるんでしょうか。</p> <p>今後もイエローゾーンには住宅が建てられていくと思われるんですが、その辺を教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>立地適正化計画の改訂で、レッド・イエローをお示しさせていただきましたが、指定されたからといって、その部分が、その土地の所有者様が建てては駄目ですよという形ではなくて、その危険度合いをお示するものでございます。</p> <p>もし所有者様が建てられる場合には、別途建築基準法などのルールがございますので、そういったルールをしっかりと守っていただいて、できるだけ安全な建て方をしていただければ可能でございます。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>その建築確認等のときに、このゾーンの指定といいますか、立適の周知というのは、どういう方法で具体的にやられているのか。</p> <p>要するに知った上で、理解をして、今言われたように、安全性を高める形でっていう話でしたけど、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>実務的な内容で申しますと、確認申請で事業者様が回る場合、都市計画情報であったりとか、立地適正化計画の誘導区域に入ってる、入ってないっていうものの確認に、都市計画課の窓口に来られます。</p> <p>その際に、重要事項説明にあたる立地適正化計画における誘導区域内外の話と、災害危険区域に当たるレッド・イエローに入っているの、誘導区域からは除外されていますよということ、そこでしっかり説明をしているところでございます。</p>

委員	公共交通のアクセス性が確保される区域の見直しのところなんですけど、現在が鉄道駅 800メートル圏内というところと、バス停 300メートル圏内っていうところなんですけど、見直し後がバスと鉄道の運行本数の合計が 1 日 30 本上というところなんですけど、見直し前のこの 800メートル 300メートルっていう部分というのは、バスはやっぱり 300メートル以内で、鉄道 800メートルの合計が 30 本以上という意味でよろしいでしょうか。
事務局	おっしゃる通りです。現在の区域設定は、鉄道において 1 日片道 30 本以上、バスにおいて 1 日片道 15 本以上ということで、どちらかに該当すれば拾っているところがございます。 今回はバスの減便等の社会情勢を受けまして、基準を見直すものでございます。基準が少し緩やかになったからと言って、該当するところは大きくは変わりません。
委員長	では、今回の大事なところですが、委員の皆様にご意見を伺いたい 2 点について、改めてポイントの説明をお願いします。
事務局	今回事務局として、ご意見いただきたいのは大きく 2 つでございます。 1 つ目が家屋倒壊等氾濫想定区域というところで、こちらスクリーンに示しております通り、河岸侵食というものと、氾濫流というものがございます。 河岸侵食は、河岸が流されることによって建物ごとを崩落するおそれがあるというものでございます。 それから、氾濫流というものは、実際流水が流れ込むことによって、木造家屋であった場合は倒壊してしまうおそれのある、そういった危ないところでございます。 右側の図で示しております、紫色で塗られている川沿いのところが、今回の所にあたる所で、代表で出させていただいておりますが、現状、居住誘導区域に含んでいる形となっております。 というのは、令和 2 年当初に立適を作成したときに、居住用区域を設定しておりますけれども、この令和 4 年度に改訂をしております防災指針においては、家屋倒壊等氾濫想定区域の検討を行っておりますが、誘導区域自体の見直しは、当時行っておりません。 なので、今回初めて、誘導区域の見直しを行う中で、この誘導区域からの除外をどうすべきかと考えているところでございます。
委員長	より危険度のあるところを居住誘導区域から除外する、要するに含めないという方針でございます。 今、3 地区例示されていますが、結構、量的にはいかがなんでしょうか。 他にもあって多いのでしょうか。それとも、そんなに多くないのでしょうか。
事務局	全体的に見ると結構川沿いにはございまして、この他に花ヶ島等にあります。
委員長	家屋倒壊等氾濫想定区域が居住誘導区域から除外されると、新しく建築の制限とか、生じるものでしょうか。

事務局	立地適正化計画の中では、居住誘導区域に含めないという整理をしたとしても、そこに新たな規制がかかるものはありません。
委員長	レッド・イエローゾーンと同じように、重要事項として、告知、周知していただいて、安全対策を講じるということで、いずれにしても、この委員会にて議論していただいた後は、次に市民の方に、パブリックコメント等があるかと思しますので、この1点目につきましては、委員会としては、この方向で検討していただくことでよろしいでしょうか。
各委員	了承
委員長	それでは指針の方に新たな指針を加えて、除外の方向で検討を進めていただくようにお願いします。 もう1点の方について、図面を使って再度、説明をお願いします。
事務局	<p>防災対策推進区域につきましては、この立地適正化計画の中で、法定の区域ではございません。まず大前提として、これは市が独自で設けたものでございます。どういった区域かという、オレンジ色の市街化区域の中に、青色の居住誘導区域を設定するものなんですけど、本市がコンパクトシティを具現化しますよ、ここに住んでもらいたいですよと言ってる中でも、当然、緑色で囲まれている部分が、津波・洪水の浸水想定区域なんですけど、そういったところも含んでおります。</p> <p>あるいは、居住誘導区域ではなく、市街化区域でも含んでいるようなところがあるということで、居住誘導区域ないし市街化区域まで含めて、洪水・津波のリスクがありますよというものを示したものが、この防災対策推進区域でございます。</p> <p>一方で、令和4年の改訂の時に、新しく法改正を受けて作った防災指針につきましては、この洪水と津波に加えて、さらに土砂まで含めて検討しており、今回の改訂では、高潮と大規模盛土造成地までさらに含めて強化しようとしています。</p> <p>対象とする区域につきましても同じように、市街化区域を対象とする予定にしています。</p> <p>この表を見てもお分かりのとおり、この防災対策推進区域の考え方自体がもうこの防災指針の中に含まれている、そういった整理になっておりますことから、この防災指針に一本化する形で、分かりやすい形で、市民の方に正しい情報、そういったリスクを周知する形をとっていきたいと考えているところでございます。</p>
委員長	<p>防災対策推進区域を無くしても、防災指針で網羅できる、包含できるということですね。当時、一生懸命になって宮崎市が防災対策推進区域についてやったことが、逆に言えば、そういう努力が国とか県とかの方に上がって行って、こういう結果になったのかもしれない。</p> <p>では、防災指針で一本化するということで検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各委員	了承
委員長	それでは、3. 今後の改訂スケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>スライド-60:目次</p>
	<p>それでは、ご説明させていただきます。 本日最後の協議事項でございますが、『3.今後の改訂スケジュールについて』でございます。</p>
	<p>スライド-61:両計画の改訂検討スケジュールについて</p> <p>具体的なスケジュールでございますが、こちらは、両計画の改訂作業と検討の流れを示したものでございます。昨年度は主に、計画を見直していくために 必要なデータやアンケート調査など、根拠となる資料の整理を行ってまいりました。</p> <p>上位計画となる総合計画の基本計画については、来年の1月にパブリックコメントを実施、3月に策定・公表と聞いております。今後は、本日の協議を踏まえまして、11月～12月に予定しております、パブリックコメントの実施に向けて、立地適正化計画を含めた都市計画マスタープランの案を作成してまいります。</p> <p>また、本計画の土地利用をより具体的に示しております、「土地利用誘導基準」につきましても、都市計画マスタープランの改訂作業にあわせて作業を進めてまいります。次回開催時には、パブリックコメント実施の際に使用する、都市計画マスタープランの案をお示しした上でのご説明ができればと考えております。</p>
	<p>スライド-62:両計画の改訂検討スケジュールについて</p> <p>続きまして、こちらは今年度の改訂に係る庁内の改訂会議と外部の改訂委員会、都市計画審議会を中心とした検討の流れを示したものです。</p> <p>本日の協議を踏まえまして、7月17日に、都市計画審議会へ報告することとしております。その後、7月8月頃に、都市計画マスタープランの改訂要旨について、全22の地域協議会へ報告・説明を行う予定としております。引き続き、令和6年度末の計画の公表に向けて、庁内会議・本改訂委員会での検討、都市計画審議会への報告を、順次行っていく形となります。11月12月のパブリックコメントの前に次回の開催となっております。翌年の1月には、最終となる本改訂委員会でのご議論、2月の都市計画審議会での諮問・意見聴取を行う予定としております。来年度も引き続きどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>協議事項3)今後の改訂スケジュールについてのご説明は以上となります。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますでしょうか。それでは、質問も無いようですので、事務局へお返しします。</p> <p>円滑なご議論をいただき、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>委員長、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、「第3回 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会」を終了いたします。本日は、ありがとうございました。</p>